

声 明

2023年3月23日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求兵庫訴訟につき、請求を棄却した原判決を取り消し、被害者らの請求を認容する判決を言い渡した。

判決は、国が優生保護法に基づいて行った優生手術や人工妊娠中絶が憲法13条、14条1項に明らかに違反することを明確に認めた。

その上で、被害者らの憲法上の権利を違法に侵害する立法を行った国が、民法の除斥期間の適用により責任を免れることは、個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していないことは明らかであるとした。

そして、優生条項等の削除、さらにはそれから20年以上後の一時金支給法の制定後も国が一貫して立法行為の違法性を争い、責任を否定してきたことが、被害者らが憲法上の権利を侵害されたことを認識するのを著しく困難にする状況を作成したとして、国自らが優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は、優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月を経過するまでの間は、除斥期間の経過による効果が発生しないものと解するのが相当であるとした。

本判決は、除斥期間の適用制限を認めた先行判決の理論をさらに進め、明白に違憲である優生条項とそれに基づく手術の違憲性を未だに争い続ける国の姿勢を厳しく断じており、個人の尊厳を毀損された原告らの被害の大きさを正しく評価し、今なお声を上げることのできない者も含め、すべての被害者の権利回復を可能にするものであって、高い評価に値する。

大阪高裁判決、東京高裁判決、札幌高裁判決に続く4つ目の高裁判決である本判決の踏み込んだ司法判断、そして一連の司法からのメッセージを、国は真摯に受け止めるべきであり、岸田総理大臣は速やかに被害者と面談して謝罪すべきである。そして、各地のすべての訴訟について、和解に向けた対応をとるとともに、全面解決に向けて動き出すべきである。

当弁護団も、全ての優生政策の被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をしていく決意である。